

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 〔令和3年6月11日開催 生命保険協会〕

1. 緊急事態宣言後の対応について

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本年4月に緊急事態宣言が発出され、先般、6月20日までの延長が決定されている。感染拡大防止や、リモート機能等を最大限活用した必要な金融業務の継続など、引き続きよろしくお願ひしたい。
- 系列の病院を有する保険会社各社には、感染者の受け入れ病床の拡大や、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関する医療従事者の派遣に、ご協力いただいております、感謝申し上げます。

2. 新型コロナウイルス感染症にかかる職域接種について

- 地域の負担を軽減し、更なる接種の加速化を図っていくため、本年6月8日より、専用ウェブにおいて申請受付が開始された。
- 各企業・団体等からの多数の問い合わせに答えるため、厚生労働省にて、職域接種向けの手引きやQ&Aを公表しているのをご参照いただきたい。
- なお、職域接種については、同じ接種会場において1,000人以上の規模を確保している企業から開始される。同じ接種会場で1,000人に満たない企業においても、グループ企業や家族などを合算する、という対応も認められるので、こうした点も踏まえて、1人でも多くの方が接種に至るよう、ご検討をお願いしたい。

3. 外貨建て保険の販売について

- 業界の取組み強化等によって、苦情は減少傾向にはあるものの、引き続き高水準にあることから、特に苦情の多い販売チャネルである金融機関代理店に対する指導・管理の状況等についてモニタリングを行うとともに、主要な金融機関代理店との対話や銀行向けの実態把握アンケートを行った。

(金融機関代理店の募集管理について)

- ・ 新商品の研修に関する受講状況・理解状況の管理が十分に行われていないと考えられる代理店、適合性判断について具体的な基準を設定していない代理店などが見受けられた。
- ・ この点、保険会社については、取組みを代理店任せにせず、研修の受講管理や理解度アンケートの実施とフォローアップ、適合性の基準にかかる代理店との協議や好取組事例の共有等を既に実施している会社も見られたほか、今般の金融庁との対話を受け、代理店と議論を開始する等、新たな取組みを検討する方針の会社も多く見られた。

(昨年4月の協会ガイドライン改正に関連するアフターフォローの取組みについて)

- ・ 金融機関代理店におけるアフターフォローの取組みの規程化が進捗したほか、今般の金融庁との対話を受け、顧客自身に加入目的の振返りを行っていただく取組みや、元受会社として顧客にアウトバウンドコールを実施することを一部の代理店で導入した会社も確認できた。
- 本事務年度にモニタリングを実施した会社に対しては、個別にフィードバックを予定。令和3事務年度は、先述のテーマを中心に、より幅広い各社との対話を進めたいと考えているので、引き続きよろしくお願ひしたい。
- また、各社は解約時に生じる金利変動リスクに備え、解約しようとする契約者からタイムラグマージンを徴求しているが、リスク管理の高度化に伴った適正な水準や、顧客に分かりやすい説明の充実について、本年6月9日に監督指針改正の市中協議を開始。引き続き、見直しの実施に向けて協力をお願ひしたい。

4. 保険本来の趣旨を逸脱する保険募集について

- 経営者の死亡退職金や退職金等を加入目的とする低解約返戻金型商品を取り扱う一部の保険会社において、契約者を法人から経営者等の個人に名義を変更することにより節税できる旨の提案資料等が存在する、との報道もあるが、金融庁としては、現在、この商品に関する保険募集管理態勢等の

実態把握を行っているところである。

- 監督指針においては法人向け商品について、「当初から短期の中途解約を前提とした契約等の保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動を行わせないなどの措置」がとられているか、を着眼点としている。また、生命保険協会においても、保険本来の趣旨に沿った加入を促す観点から、保険募集時に注意喚起文書による説明等の対応を各社に求めているものと承知。
- 各社においては、保険本来の趣旨を逸脱するような販売・勧誘が行われない保険募集管理態勢の整備を行い、その実効性を確保することが重要であると考えており、改めて注意喚起をさせていただく。このような商品に限らず、保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動等が行われないよう、金融庁としても対応を検討したい。

5. FD アンケートフォローアップについて

- 令和元年 12 月、生命保険協会では「顧客本位の業務運営の高度化に資する取組に関するアンケート」を実施し、取りまとめの報告書を公表された。
- これを受け金融庁からは、今後も顧客本位の業務運営に係る各社の取組状況について確認・対話させていただくことを考えている旨を伝えていたところ。
- この点、顧客が保険契約を新しい契約に見直す際の在り方については、例えば、新契約のがん不担保期間にがんと診断確定され新契約が無効となる場合は、旧契約の解約を取り消し、有効な状態に戻す仕組み等、顧客視点に立った契約見直し制度が導入されることが重要であると考えている。
- 今回、先のアンケートのフォローアップとして、実態把握アンケート及びヒアリングを実施した。

(フォローアップ結果の概要)

- ・ ヒアリングの結果、こうした制度を導入済みの社は複数社見られ、このうち大半の社については、既にそれを基礎書類に規定化し、個人の権利義務関係の明確化を図っていた。

- ・ 一方で、こうした社の中でも、例えば、営業職員チャネルと代理店チャネルで同じ商品を販売している場合に、代理店チャネルの特性等を理由として、こうした制度の導入の有無に差異があることを確認した。
 - ・ また、こうした制度を導入していない社も複数社見られたが、そのうち、将来の導入に向けた検討を行うこととする社がある一方、例えば、見直しニーズの少ない商品にまで制度を導入するためのコストを負担できないとする意見なども見られた。
- 金融庁としては、引き続き令和3事務年度以降も、各社の取組状況について対話を実施していくことを考えているので、今後もご協力をお願いしたい。

6. 本年7月に開始される契約者照会制度への期待について

- 生命保険協会において、契約者又は被保険者の認知判断能力が低下している際などに、一定の親族等が本人の代わりに保険契約の有無を協会に照会することのできる制度を、本年7月1日より運用開始されるものと承知。
- また、本年4月には貴協会より「超高齢社会への対応」に関する提言書が公表され、生命保険業界においては、先述の制度創設に加え、事前に親族等を登録することにより、契約内容の親族等への情報提供や、親族等による権利の代理行使を可能とする各社の制度の周知などに取り組んでいるものと承知。
- 超高齢化社会の進展が続く中、認知症への対応はますます重要な社会課題であり、引き続きこうした取組みを進めることをお願いしたい。

7. 役員や管理職への女性の積極的な登用について

- 「すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議」（本年3月9日開催）において、内閣総理大臣より、女性の登用・採用目標の達成などを盛り込んだ「第5次男女共同参画基本計画」を強力に推進するよう指示があった。

- 令和の時代に輝ける男女共同参画を実現するため、役員や管理職への女性の積極的な登用をお願いしたい。

8. 成年年齢引下げを見据えた取組について

- 令和4年4月の成年年齢引下げを見据え、令和3年度は、関係省庁が連携し、若年者に対する消費者教育の取組みを一層強化していく。
- 消費者教育の取組みにおいては、官民様々な関係者のご協力が不可欠であり、各社におかれても情報発信のほか、若年者との契約を行う際に、契約内容を適切に理解できるよう情報提供や確認を行うなど、若年者への配慮にご協力をお願いしたい。

9. 顧客本位の業務運営の「見える化」について

- 昨年8月の金融審議会市場ワーキング報告書を踏まえ、本年1月に「顧客本位の業務運営に関する原則」が改訂された。同報告書では、金融庁において、顧客にとってわかりやすい情報発信を行う観点から、原則の項目毎に金融事業者の取組み比較を行うこと及び好事例と不芳事例を比較分析することが提言されている。
- これを受け、本年4月12日、原則を採択する金融事業者から金融庁への新たな報告様式とともに、金融庁における好事例の分析に当たってのポイントを公表（初回集計の報告期限は6月末）。
- 今後、金融庁ホームページの事業者リストには、原則の項目毎の取組方針が明確であることが確認できた金融事業者のみ掲載。

10. 東京2020大会を見据えたサイバー攻撃対策の点検について

- 過去のオリパラ大会では多くのサイバー攻撃が発生。東京2020大会においても、大会関係者のみならず、金融機関も攻撃される可能性がある。
- 各社においては、改めて、大会前に、安定的な金融サービス確保の観点か

ら、外部委託先（ベンダー等）を含めたインシデント対応体制の確認や、監視態勢の強化をお願いしたい。

11. ランサムウェア攻撃の活発化について

- ランサムウェアによるサイバー攻撃が活発化。国内外の重要インフラにおいても被害が発生しており、NISCが注意喚起を行っている。
- 重要なインフラ機能が停止し復旧が長期化した場合、顧客への影響は甚大になりかねない。各社においては、ネットワーク機器に脆弱性がないかチェックするなど、今一度、ランサムウェア感染防止策が十分か確認していただきたい。

12. 「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」について

- 令和2年度のシステム障害について、「障害発生タイミング」に着目して、原因と課題を分析中（本年6月末公表予定）。
 - ① システムの統合・更改
新システム稼働時に断続的に障害（振込遅延等）が発生。
 - ② プログラム更新等の不定期作業
作業影響の検討不足や設定ミス等によって、ATM等の周辺システムにも影響が波及。
 - ③ 日常の運用・保守
外部委託先での障害や、本番機の障害時に予備機への切り替えに失敗。
 - ④ サイバー攻撃や不正アクセス
本人認証設計の不備（一要素認証）による不正出金やクラウドサービスのアクセス権限の設定不備による情報漏洩が発生。
- 本レポートも参考としてシステムリスク管理態勢を点検し、一層の態勢強化に取り組んでいただきたい。

13. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

- モニタリングを通じて把握した事項等を踏まえ、金融機関の実効的な態勢整備の取組みを一層促進するため、本年2月に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を改正し、3月には「よくある質問（FAQ）」を公表。
- 4月28日、各業界団体あてに文書を発出し、改正ガイドラインの「対応が求められる事項」について、令和6年3月末までに態勢整備を完了するよう要請。今後は、金融庁へ提出いただいた態勢整備の対応計画に基づいて、適切な進捗管理の下、着実な実行をお願いしたい。

14. 書面・押印・対面手続きの見直しについて

（書面・押印・対面手続を求める規制について）

- 令和2年12月、当局が金融機関等から受け付ける申請・届出等について押印等を不要とするため内閣府令・監督指針等を改正。
- 本年4月、民間同士の手続や当局が行う許認可等の通知等のうち、金融庁所管の法令や監督指針等で書面・押印・対面を求めている手続について幅広く必要な見直しを行うための市中協議を実施し、今月末の公布・施行を目指している。

（金融庁電子申請・届出システムについて）

- 金融機関等から受け付ける申請・届出等について、オンラインの提出が可能となるシステムを、本年6月末から運用開始する予定。
- 各社におかれては利用に当たって「gBizID」が必要となるため、アカウントの取得をお願いしたい。また、オンライン化によって事務フローが変わることもあり、金融庁や財務局と連携の上、準備をお願いしたい。

（国民の書面・押印・対面手続の見直し）

- 金融庁ではオンライン化の推進に向けて環境整備に努めてきたところであるが、各社におかれても、引き続き、書面・押印等の見直しを進めていただきたい。昨年秋に続き、本年秋メドでフォローアップアンケートの実施を

貴協会にお願いしたいと考えており、金融庁としても進捗状況をフォローしつつ、必要な支援を行ってまいりたい。

15. サステナブルファイナンス有識者会議について

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、金融機関や金融資本市場が適切に機能を発揮することが重要。そのための課題や対応策を検討するため2020年12月に有識者会議を設置し、議論を進めてきた。
- 2021年5月28日の会議において報告書（案）が示され、今後、企業開示の充実、市場機能の発揮のほか、金融機関における投融資先支援とシナリオ分析の活用を含めたリスク管理について、提言のとりまとめを予定。
- 金融庁において報告書の提言を踏まえた施策の具体化を検討していくので、引き続きご協力をお願いしたい。

16. G7の動向について

- 2021年6月4日から5日にかけて、ロンドンにてG7財務大臣会議が開催された。金融関係の議題についても議論され、会議終了後にはG7財務大臣・中央銀行総裁の共同声明が発出された。
- G7議長国の英国は気候変動への対応を最重要課題の一つに掲げており、今回の会議でも、主要な議題の一つとして気候ファイナンスが取り上げられた。特に、気候関連開示は英国が非常に力を入れているテーマでもあり、声明でも多くの言及がなされた。
- 国際的には気候変動にとどまらず、生物多様性損失など、より広く自然に関するリスクについても注目が集まりつつある。こうした流れの中、今回の共同声明では、「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」設立への期待が示された。「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」のように、TNFDは自然リスクや機会に関する開示枠組みの策定を目指している。こうした議論はまだ始まったばかりであるものの、動きは非常に速いため、よく注視していく必要がある。

17. IFRS 財団によるサステナビリティ報告に係る市中協議結果のフィードバック文書及び新基準設定主体設置の定款改定案の公表について

- 昨年来、国際会計基準（IFRS）の設定主体である IFRS 財団は、企業のサステナビリティに関する国際的な報告基準を策定すべく、新たな基準設定主体の設置に向けた取組みを進めている。
- そうした中、本年3月、IFRS 財団は、新たな基準設定主体の戦略的方向性として、投資家の判断に重要な情報に焦点を当て、TCFD 等の既存の枠組み・作業等をベースとし、まずは気候関連の報告に注力すること等を表明している。また、本年4月末には、新たな基準設定主体の構成等を定めた同財団の定款改訂案を公表、市中協議を開始したところ。
- 当庁としては、IFRS 財団におけるサステナビリティ報告基準の策定に積極的に参画していく必要があると考えており、IFRS 財団に対しては、全銀協を含む国内関係者と連携し、意見発信を行うなどの取組みを進めてきたところ。今回の定款改訂に関する市中協議に対しても、日本としてのワンボイスでの意見発信を考えており、今後ともご協力を賜れば幸い。

18. 保険監督者国際機構における国際資本基準（ICS Version 2.0）のモニタリング期間中の作業の進捗状況について

- 保険監督者国際機構（IAIS）では、国際資本基準（ICS Version 2.0）について、2020年より5年間のモニタリング期間が設けている。
- IAIS は、モニタリング期間の第1年目を振り返り、2021年3月8日に、「2020年の作業上の困難にもかかわらず、多くの保険グループによる参加の下、モニタリング期間の第1年目を終えた。2024年の採択に向けて作業を続けていく」旨の声明を公表した。
- 従前よりボランティアグループとして参加いただいている大手社におかれては、データの提供及び個別論点に関する意見の提出にご協力いただき感謝申し上げます。

- また、IAIS では、米国主導で開発されているグループベースの資本計算手法である合算手法（Aggregation Method）について、ICS と比較可能かどうかを同モニタリング期間中に評価することとなっている。本件手法の比較可能性に関する定義及びハイレベル原則が、2020 年 11 月から 2021 年 1 月にかけて行われた市中協議を経て 2021 年 5 月 4 日に最終化されており、今後、IAIS は 2021 年後半にかけて合算手法の比較可能性の評価基準の市中協議に向けた作業を行う予定。
- 引き続き、各社とも密接に意見交換・情報交換をさせていただきながら、IAIS における議論に参画していきたいと考えているので、ご協力をよろしくお願いしたい。

19. 保険監督者国際機構における追加的なガイダンスの作成について（マネーロンダリング・テロ資金対策及び気候関連リスク）

- IAIS において、足許までに新たに公表された 2 つのガイダンスについて紹介する。
- 1 つ目は、「マネーロンダリング・テロ資金対策に係るアプリケーションペーパー」改訂版の市中協議である。本ペーパーは 2013 年に公表されたものであるが、近年の FATF 勧告の更新や、2018 年に改訂された「生命保険セクターにおけるリスク・ベース・アプローチのための FATF ガイダンス」の公表を受けて、用語の統一や FATF 勧告との整合性を確保するための更新に加え、新たなガイダンスを含む改訂を行おうとするものである。本市中協議にご意見があれば、是非ご提出いただきたい。
- 2 つ目は、2021 年 5 月 25 日に IAIS が、国連が主催する「持続可能な保険フォーラム（SIF）」と共同で公表した「保険セクターにおける気候関連リスク監督に係るアプリケーションペーパー」である。本ペーパーは、保険監督当局が気候変動によるリスクの評価と対応の取り組みをより一層強化するための具体的なツールを提供するとともに、IAIS の保険コア・プリンシプル（ICP）に沿った推奨事項や好事例を示している。
- これらのアプリケーションペーパーは、新たな基準や監督上の期待を設

定するものではなく、追加的ガイダンスや好取組事例を示すものであるが、ご参考としていただきたい。

20. 国連安保理決議の着実な履行について

- 2021年3月31日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、2020年8月から2021年2月にかけての加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と加盟国への勧告を取りまとめた最終報告書を公表。
- また、同報告書に記載・言及のある企業・個人については、安保理決議の実効性を確保していく観点から、各金融機関において、
 - ・ 当該企業・個人に対する融資や付保などの取引が存在するかどうかに関する確認
 - ・ 取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業・個人への調査・ヒアリングなど、しっかりとご対応いただく必要があると考えている。
- そのうえで、同報告書への掲載そのものは、当該企業・個人が制裁対象と認定されたものではない点に留意していただくとともに、上記の確認や調査結果を踏まえ、適切に顧客対応をお願いしたい。

21. マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について

- 令和元年6月4日、デジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」に基づき、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行ってきたところ。
- 本年3月、マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議において、業種別マイナンバーカード取得状況等調査（第2回）の結果が公表され、保険業界は「取得した又は取得申請中」の割合が50%であり、前回調査よりも16.4ポイント上昇。しかしながら、依然として全業種の平均を下回っているほか、例えば銀行業の58.3%と比べても低い状況

であった。

- 各社の従業員の方々への周知など、引き続きその普及へのご協力をお願いしたい。

(以 上)